

羽村市動物公園

指定管理者を募集します

羽村市動物公園は、平成20年4月から指定管理者制度を導入します。

動物公園は、昭和53年に開園以来、市民の皆さんをはじめ多くの方が訪れる憩いの場となっています。現在は126種類、1081点の動物がいます（平成19年12月1日現在）。

指定管理者制度の導入に伴い、動物公園の管理・運営を行っていただく法人・その他の団体を募集します。

公募の概要

- 施設名称 羽村市動物公園
- 所在地 羽村市羽4122番地
- 面積 42691㎡

指定管理者の指定期間

平成20年4月1日～平成24年3月31日

募集および選定方法

提案型公募（プロポーザル方式）

※書類審査後、「羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会」が提案内容の審査を行い、市として候補者を選定した上で、議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

応募要領の配付

- 期間 1月16日(水)まで（土・日曜日、祝日を除く）

- 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 市役所2階契約課契約係

応募方法

1月11日(金)から18日(金)までに、必要書類を直接契約課契約係へ

※応募要領・業務仕様書、提出書類などの関係書類は、1月16日(水)まで市ホームページからダウンロードできます。

※窓口では、応募要領のみ配付します。

今後の主なスケジュール

- 1月：指定管理者の募集、候補者の選定
- 2月：応募者への結果通知
- 3月：議会による指定管理者の指定の決議、指定の通知、協定の締結
- 4月：指定管理業務の開始

問合せ

契約課契約係

※契約課契約係が窓口となり、担当課と調整の上、回答します。



Q教えて!

名前も聞いたことがない業者から商品が送られてきました。開封すると、送り状と振込用紙が同封されていたので、家族の誰も申し込んでいないので、購入するつもりはありません。どうすればよいのでしょうか。

Aお答えします

この事例は、ネガティブオプション（送りつけ商法）と呼ばれるもので、申込みをしていないのに、業者が一方的に商品を送りつけて代金の請求をしてくるという商法です。

今回の場合は、代金を支払う必要もありませんし、商品を返送する義務もありません。法律では、商品が届いた日から14日間、または業者に商品の引取りを請求した場合は請求した日から7日間のいずれかが経過した後は、自由に処分してよいことになっています。

*代金引換郵便を悪用したものと福祉目的の寄付と勘違いさせて商品を買わせる事例もあります。注意してください。

教えて!
消費生活センター
注文した覚えのない商品が届いたけれど...

困ったら、
まず消費生活
センターへ

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

意見をお寄せください!!

羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画（案）

募集期間 1月4日（金）～2月4日（月）午後5時（必着）

平成20年4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されます。

この法律により医療保険者に被保険者の健康診査および保健指導の実施が義務付けられ、国民健康保険の保険者である市は、平成20年度から24年度までの5年間の計画を策定し、糖尿病などの生活習慣病に着目した特定健康診査などを行います。

このため、「羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画（案）」をまとめましたので、計画（案）に対する皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 保険年金課保険係

提出先 羽村市市民部保険年金課保険係

〒205-18601（住所記載不要）

FX 554-12921

✉ s20300@city.hamura.tokyo.jp

■計画（案）の全文および意見提出に必要な事項は、1月4日（金）から担当課窓口、市役所1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画（案）の概要

◆特定健康診査・特定保健指導の目的

特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことで、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることが目的です。

◆目標

平成24年度までに、羽村市国民健康保険の加入者の特定健康診査実施率を65%、特定保健指導実施率を45%、内臓脂肪症候群の該当者および予備群を10%減少させることを目標とします。

◆評価方法

特定健康診査・特定保健指導の成果について、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価します。

数値データなどの長期的な成果だけでなく、健康診査の結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価ができる事項についても評価を行っていきます。

意見の応募対象・提出方法など

意見応募対象

- 1 市内在住・在勤・在学の方
- 2 その他施策などに利害関係を有する方

提出方法

様式 自由

方法 案件名および必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ

※電話での受付はできません。

注意

- 住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は対象になりません。
- 提出していただいた内容は、個人情報を除き公表しません。
- 案件に対する賛否を問うものではありません。
- 提出していただいた意見に対する個別の回答はできません。
- 今後、受け付けた意見（整理・要約したもの）やそれらを考慮した結果を市ホームページなどで公表します。

羽村市都市計画マスタープラン(案)

募集期間 1月4日(金)～2月4日(月)午後5時(必着)

都市計画マスタープランとは、市町村が主体となって、市民の皆さんの意見を反映させながら、おおむね20年の中長期をみすえた将来像を定める、都市計画に関する基本的な方針です。

これまでも平成7年3月に「羽村市都市マスタープラン」を策定し、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、さまざまな都市計画事業の推進に取り組んできました。

今回、社会状況の変化や国、東京都、市の上位計画の見直しに伴い、これらに即した計画に見直すため、各機関の代表者および知識経験者、市民公募の委員などで構成された「羽村市都市計画マスタープラン審議会」で検討を重ねてきました。

この度、審議会の答申を受け、「羽村市都市計画マスタープラン(案)」をまとめましたので、計画(案)に対する皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 都市計画課都市計画係

提出先

羽村市都市整備部都市計画課都市計画係

〒205-18601 (住所記載不要)

FAX 554-12921

✉ s401000@city.hamura.tokyo.jp

■計画(案)の全文および意見提出に必要な事項は、担当課窓口、市役所1階市政情報コーナー、図書館、市ホームページでご覧いただけます。

羽村市都市計画マスタープラン(案)の概要

◆都市づくりの基本理念

「安全・安心で自立した都市」「美しく魅力あふれる都市」「楽しく活力ある都市」を基本理念に、より質の高い都市空間の創出に向けて、今まで整備してきた都市基盤を維持・活用するとともに、必要な改善や修復、景観やデザインの質を高め、いく取り組みを進めていきます。

◆目標

●「安全・安心で自立した都市」(住み続けられる都市)のために…

防災や安全面など将来も安心して暮らせる市街地の整備や、高齢社会に対応するユニバーサルデザインを取り入れた誰にもやさしい安全・安心な都市づくりを目指します。

また、環境に配慮し、歩行者や自転車が利用しやすい道路整備を推進します。

●「美しく魅力あふれる都市」(住みたくなる都市)のために…

多摩川とその周辺の水田や樹林地などの豊かな自然環境や景観の維持に取り組めます。

また、住宅地や商業地での景観的連続性を配慮したまち並みの形成、工場と住宅が共存できる土地利用の誘導など、事業者や市民の方と協働で地区計画などを活用して魅力あふれる都市づくりを推進します。

●「楽しく活力ある都市」(住んで楽しい都市)のために…

地域活動に参加しやすい環境を提供するため、市民相互の交流の場を創出します。

また、商業は中心市街地の活性化に取り組み、工業は長期的に安心して操業できる環境の整備に取り組めます。農業は、農産物の地産地消と農地の維持・保全に取り組めます。

意見公募手続について

「意見公募手続」とは、市の重要な施策などを定める際に、それらの案や資料をあらかじめ公表して、広く市民の皆さんなどから意見を募集する一連の手続きをいいます。

受け付けた意見(整理・要約したもの)やそれらを考慮した結果も公表します。

■意見公募手続の流れ■

1 施策などの案および関連資料を事前に公開

2 30日以上期間を置き意見を募集

3 意見などの内容、考慮した結果などを公表

■対象施策■

□基本構想、その他の重要な基本計画

□市政の基本方針を定める条例

□市民などに義務を課し、権利を制限する条例

□憲章・宣言・その他適当と認めるもの

■公表方法■

担当課窓口、市役所市政情報コーナーに備付

け、市ホームページ・広報はむら(概要)へ掲載

■意見受付■

担当課窓口・郵送・ファクス・Eメールで受付

今後も、対象となる施策ごとに行いますので、皆さんの意見をお寄せください。

福祉



家族介護者交流会

介護に関する悩みや疑問、サービスの知識などを一緒に話しませんか。相談員も参加します。

日時 1月23日(水)午後1時30分〜3時

会場 福祉センターボランティア活動室

対象 市内在住の高齢の方を介護している家族

参加費 150円(飲み物代)

※初参加の方は、連絡してください。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

子育て



保育園入園申込みを受け付けます

平成20年4月から入園を希望する方は、「平成20年度保育園のしおり」にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。

申込期間 1月4日(金)〜18日(金)(1月14日(月)を除く)午前8時30分〜午後

5時15分

※土・日曜日も受け付けます(正午〜

午後1時を除く)。

申込先 保育課保育係・各市立保育園
※広報はむら12月1日号で、申込先を保育課のみと掲載しましたが、各市立保育園でも受け付けます。

●市内私立保育園出張受付●

○富士見第一保育園 1月7日(月)

○太陽の子保育園 1月8日(火)

○玉水保育園 1月9日(水)

○羽村まつの木保育園 1月10日(木)

○富士みのり保育園 1月11日(金)

○羽村たつの子保育園 1月15日(火)

○かやの実保育園 1月16日(水)

○富士見第二保育園 1月17日(木)

※時間はいずれも午後4時〜7時

(富士みのり保育園は午後7時30分まで、太陽の子保育園は午後8時まで)

問合せ 保育課保育係

学童クラブ入所申請を受け付けます

平成20年4月から入所を希望する方は、「平成20年度学童クラブのしおり」にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

申請期間 1月4日(金)〜18日(金)(1月14日(月)を除く)午前8時30分〜午後

5時15分

※土・日曜日も受け付けます(正午〜午後1時を除く)。

申請先・問合せ 児童青少年課児童係

1月のおしゃべり場

今月のテーマ 卒乳

中央児童館 1月10日(木)

西児童館 1月11日(金)

東児童館 1月15日(火)

※時間はいずれも午前10時〜11時30分
※事前の申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎578-12882

税金



平成20年度償却資産の申告を

平成20年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産で法人税または所得税で減価償却が可能なもの)を所有している方は、償却資産の申告が必要です。

次の期間に必ず申告してください。

申告期間 1月4日(金)〜31日(木)(1月14日(月)を除く)午前8時30分〜午後

5時

※土・日曜日も受け付けます(正午〜午後1時を除く)。

※昨年申告した方に、申告書を12月に送付しています。送付されていない方は問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係

住宅用地などの申告を

住宅用の土地に対する固定資産税・都市計画税には税負担を軽減する特例が設けられています。

この住宅用地の特例を正しく適用するために、市内に土地を所有している方で、次に該当する場合は、「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

平成19年中に

○住宅または併用住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
○住宅を取りこわし、土地を住宅用地として使用しなくなった

○住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した

○住宅を事務所、店舗、工場、会社などの非住宅または併用住宅に用途変更した

申告期限 1月31日(木)

●住宅用地の建替え特例措置●

固定資産税の賦課期日(1月1日)前に、これまでであった住宅を取りこわした(住宅用地として土地を利用していない)場合でも、住宅建替えに着手しているなどの一定の要件で住宅用地の特例措置が受けられます。特例措置を受けるには申告が必要です。

申告先・問合せ 課税課資産税係